

## 従業員101人以上の企業に

一般事業主行動計画の策定・届出、公表・周知が義務化されました。

東京労働局 雇用均等室からのお知らせです。

次世代育成支援対策推進法の改定により、平成23年4月1日から、行動計画の策定・届出、公表・周知が従業員101人以上の企業に義務付けられました。(100人以下の企業は努力義務です。)

東京都内に本社をおく企業は東京労働局雇用均等室へ速やかに、行動計画を策定し「一般事業主行動計画策定・変更届」を届け出てください。

義務化された企業が行動計画を策定しないことは本法に反していることとなります。

お問い合わせは、東京労働局雇用均等室へ 電話 03-3512-1611

詳しくは、厚生労働省ホームページをご確認ください。届出用紙もダウンロードできます。

URL: [http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/#dl\\_01](http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/#dl_01)

\*行動計画の公表方法であるインターネットの「両立支援のひろば」は只今サイト改修中です。

「両立支援のひろば」についてのお問い合わせは、

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭労働課育児・介護休業推進室へ

電話 03-5253-1111 (内線 7863・7864)